

東濃西部広域行政事務組合人事行政の運営等の状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び東濃西部広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成21年条例第1号）の規定に基づき、平成25年度における人事行政の運営状況を公表いたします。

I. 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用・退職の状況（H25. 4. 2～H26. 4. 1）

（単位：人）

H25. 4. 1 現在	退職者数	採用者数	H26. 4. 1 現在
13	0	0	13

※ 本組合の職員は、構成市（多治見市・瑞浪市・土岐市）からの派遣職員のみで構成しています。退職者数・採用者数には、派遣職員の異動に伴う交代は含みません。

2 事由別退職者数（平成25年度）

（単位：人）

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限・懲戒免職	失職	死亡退職	出向愛割	再任用満了	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 25 年	平成 26 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	0	0	0	
		総務	3	3	0	
		税務	0	0	0	
		民生	0	0	0	
		衛生	10	10	0	
		労働	0	0	0	
		農林	0	0	0	
		水産	0	0	0	
		商工	0	0	0	
		土木	0	0	0	
	計	13	13	0		
	教育部門	0	0	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	13	13	0		
公営企業等会計部門	病院	0	0	0		
	水道	0	0	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	0	0	0		
	小計	0	0	0		
合計		13 [22]	13 [22]	0 [0]		

※ 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む。）です。

※ []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員 数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人	2 人	3 人	2 人	2 人	1 人	0 人	13 人

II. 職員の競争試験及び選考の状況

1 採用試験 (平成25年度)

実施していません。

2 昇任試験 (平成25年度)

実施していません。

III. 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (平成25年度普通会計決算見込み)

(単位: 人, 千円, %)

住民基本台帳 人口 (25年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)前年度の 人件費率
214,562	355,317	9,667	121,576	34.2	34.8

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成26年度普通会計予算)

(単位: 人, 千円)

職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
13	53,782	10,109	19,085	82,976	6,383

※①この表は、普通会計の一般職の職員の給与費です。

②職員手当には退職手当、児童手当を含んでいません。

③給与費は当初予算に計上された額です。

④給料とは基本給のことです。

⑤給与費とは基本給に各種手当を加えたもので職員が受け取る総支給額になります。

(3) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況 (各年4月1日現在)

①一般行政職

(単位: 歳, 円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
平成26年	42歳7月	337,600	428,400
平成25年	42歳10月	332,200	414,800

※平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている諸手当の額 (期末手当・勤勉手当は含みません) を合計したものです。

②看護保健職

(単位: 歳, 円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
平成26年	47歳0月	328,800	375,800
平成25年	47歳6月	338,000	391,800

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在) (単位:円)

区 分	本組合		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	172,200	185,800	172,200	184,200
	高校卒	140,100	149,800	140,100	148,500

※国欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」の括弧書きは、給与改定特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在) (単位:円)

区 分	経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	
一般行政職	大学卒	—	293,300	—
	短大卒	—	—	282,700
看護保健職	短大卒	—	—	293,300

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在) (単位:人,%)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	—	0	0.0
2級	主任	0	0.0
3級	主査	1	25.0
4級	係長	2	50.0
5級	課長補佐	0	0
6級	事務局長・課長	1	25.0
7級	—	0	0.0
計		4	—

(2) 一般行政職の昇給の状況 (平成25年度)

構成市との派遣協議に基づき、構成市の定めるところにより行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (平成25年度) (単位:月分)

本組合			国		
1人当たり平均支給額			1,452千円		
支給割合	期末	勤勉	支給割合	期末	勤勉
6月期	1.225 (0.65)	0.675 (0.325)	6月期	1.225 (0.65)	0.675 (0.325)
12月期	1.375 (0.80)	0.675 (0.325)	12月期	1.375 (0.80)	0.675 (0.325)
計	2.60 (1.45)	1.35 (0.65)	計	2.60 (1.45)	1.35 (0.65)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

※ 支給割合は、一般の職員の支給割合、()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

(単位:月分)

構成市との派遣協議に基づき、退職手当は構成市において支給することとしています。

(3) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数
多治見市	3%	3人

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

手当の種類	対象者	支給額
教育訓練手当 (東濃看護専門学校における学生への教育訓練業務)	教育主任看護師	月額 25,500円
	教育看護師	月額 20,000円

(5) 時間外勤務手当

平成25年度	時間外勤務時間数	170時間/年
	職員1人当たり時間外勤務時間数	18.9時間/年
平成24年度	時間外勤務時間数	197時間/年
	職員1人当たり時間外勤務時間数	21.9時間/年

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目に限り、11,000円) ・16歳~22歳の子の加算 5,000円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円
通勤手当	・交通機関等の利用者 運賃等相当額 (上限55,000円) ・自動車等の使用者 (片道2km以上) 通勤距離区分により2,900円~34,900円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 役職区分により29,900円~56,100円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分				
報酬	議長・副議長・議員	年額	12,000円	
	監査委員	識見を有する者	日額	24,000円
		議会の議員	日額	12,000円

※ 管理者、副管理者、参事は、構成市の市長、副市長が兼ねているため、本組合では給料を支給していません。

IV. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間 (標準的なもの)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間
8時30分	17時15分	12時~13時	38時間45分

2 年次有給休暇の状況 (H25. 1. 1~H25. 12. 31)

制度の概要	平均取得日数
1年につき20日付与 ※付与された翌年に限り繰越可能 (最大40日)	8.8日

※ 対象期間の途中で採用・退職した職員、休職等の期間のある職員を除外しています。

3 その他の休暇制度（平成26年4月1日現在）

休暇の種類		休暇日数等
有給	選挙権、権利行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人	必要と認められる期間
	骨髄液の提供	必要と認められる期間
	社会貢献活動	1年につき5日の範囲内
	結婚	連続する7日の範囲内
	出産前	出産予定日までの6週間
	出産後	出産の日の翌日から8週間
	生後1年までの子の保育のための休暇	1日2回各30分以内
	妊娠中の通勤に係る交通機関混雑の回避	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内
	妊娠中の保健指導・健康診査	母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる期間
	妻の出産	2日の範囲内
	男性職員の育児参加	5日の範囲内 ※妻の産前産後期間中、小学校就学前の子に限る。
	子の看護	1年につき5日の範囲内 ※小学校就学前の子に限る。
	短期介護休暇	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内
	忌引	続柄及び生計関係により、1～7日以内の連続する日数の範囲内
	父母の追悼行事	1日の範囲内
	夏季休暇	6～10月の期間内に4日の範囲内
	災害による住居復旧	7日の範囲内
	災害等で出勤困難	必要と認められる期間
	災害による通勤途上危険回避	必要と認められる期間
無給	介護休暇	連続する6ヵ月の範囲内

4 育児休業の状況（平成25年度）

（単位：人）

区分	平成25年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	0	0	0	0	0
女性	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

V. 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成25年度）

（単位：人）

区分	免職	降任	休職	降給	合計	失職
勤務成績の不良	0	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	0	0	0	0
適格性の欠除	0	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0	0

2 懲戒処分者数（平成25年度）

（単位：人）

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告	文書・ 口頭注意
法令違反	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	0	0	0	0
非行行為	0	0	0	0	0	0	0

VI. 職員の服務の状況

営利企業等従事許可の状況（平成25年度）

許可件数	0件
------	----

VII. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員研修の実施状況（平成25年度）

研修項目	研修内容	参加人数
研修所等派遣研修	日本老年看護学会	1人
	日本看護学教育学会	1人
	日本看護技術学会	1人
	日本精神科看護技術学会	1人
	日本精神科看護技術協会	3人
	教育研究協議会	1人
	日本看護協会	2人
	岐阜県看護教育機関連絡協議会	1人
	岐阜県看護協会	1人
	照林社	1人
	日総研出版	1人
合 計		14人

2 勤務成績の評定の状況（平成25年度）

構成市との派遣協議に基づき、構成市の依頼に基づき、構成市の定めるところにより勤務評定を行い、構成市に報告することとしています。

VIII. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の定期健康診断の状況（平成25年度）

構成市との派遣協議に基づき、職員の健康診断は、構成市において行うこととしています。

2 公務災害の発生状況（平成25年度）

区 分	災 害 件 数	
公務災害の認定件数	職務遂行中の負傷	0件
	出張中の負傷	0件
	通勤中の負傷	0件

3 措置要求の状況

・平成25年度における措置要求の実績無し

4 不服申立ての状況

・平成25年度における不服申立ての実績無し

5 苦情処理の状況

・平成25年度における苦情処理の実績無し

※ この内容はホームページでも閲覧できます。

東濃西部広域行政事務組合 事務局 総務企画課 TEL 0572-23-1111 (内線 489) 担当 村瀬
